

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年9月24日第14回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に  
会長これを招集する。

### 2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美  
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・戸田和代・久保田純一・石堂季男

### 3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

### 4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

### 5. 議事

(議長) それでは、ただいまから、平成27年第14回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番鮫島安平委員、9番久保田委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数2件、筆数2筆、面積4,556㎡、畑3,560㎡、田966㎡。賃貸借権、件数1件、筆数1筆、面積2,309㎡。畑でございます。計で件数3件、筆数3筆、面積6,865㎡、畑5,869㎡、田966㎡でございます。

これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番日高信行でございます。議案第1号第1項順位1について説明をいたします。去る9月9日、午前8時30分、譲受人、〇〇〇〇さんの夫に聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-10、地目畑、面積3,560㎡です。譲渡人、住所は中種子町納官〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地36、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営開始となっております。場所につきましては、〇〇集落でございますが、〇〇〇〇さん住宅より、北へ〇〇m道路沿いの西側にあります。平成26年の12月の総会に5条申請されました〇〇〇の周辺となります。調査の結果、労働力は夫婦でございます。農業機械につきましては売り主の〇〇〇〇さんより借りて、作業すると。また、しきび畑でございましたから、この根っこの除去につきましては、リース会社より、スケルトン重機を借りて、オペレーターが本人であるというふうなことでございます。取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いをいたします。付け加えますけれども、現況はしきび畑と住宅の周りでございますが、葡萄、アボカド、マンゴー、ドラゴンフルーツというふうな作物を作ってネット販売をしたいと、いよいよ農業に向けて走り出すというふうなことを説明を聞いております。以上です。

(議長)はい、ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番日高信行です。議案第1号第1項順位2について説明をいたします。去る9月8日、午後3時より、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積996㎡です。譲渡人、住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇3丁目12番5-〇〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、

譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、国道58号線の納官平鍋入り口より、〇〇〇〇方向へ200mくらい走りますと国道を挟んで両方に24年度実施の〇〇〇〇された〇〇がございます。この左側の〇〇の上の方から3枚目の〇〇〇になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しております。また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を、宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第2項の順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。

(11番委員)11番日高信行です。議案第1号第2項順位1賃貸借権の設定について説明いたします。借人、〇〇〇〇さんの夫に聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-20、地目畑、面積2,309㎡です。貸人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地36、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借の内容につきましては貸借料年間1万円、貸借期間は2年による賃貸借権の設定でございます。場所につきましては、〇〇集落、〇〇〇〇さんの住宅を先程も説明しましたが、その住宅より、〇〇〇を南へ下りまして、約〇〇m程行った左側の一枚畑でございます。現況はきび畑でございまして、4年生になるというふうなことで、このきびを刈り取った後を借りるというふうなことでございます。調査の結果、労働力、農業機械は〇〇〇〇さんより借りるというふうなことで、確保はしているというふうなことでございます。また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願い申し上げます。付け加えますと、きびを刈り取った後の貸借でございます。その後安納芋を作付けを予定しており、ネットで販売をしていきたいというふうなことでございます。ご審議の方をよろしくお願いをします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位2第2項順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位2、賃貸借権順位1については、許可することに決定します。

(議長) 次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条申請についてを議題とします。第1項順位1について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員) はい、1番鮫島達です。議案第2号第1項順位1農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇。住所 中種子町牧川〇〇〇番地1。譲渡人 〇〇〇〇。住所 中種子町牧川〇〇〇〇番地、申請農地の表示、大字牧川、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積は342㎡です。転用目的は駐車場。申請理由としまして、現在〇〇〇〇を運営しているが、駐車場が不足しているため申請地を購入し、駐車場として利用したい。実現性はあります。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外、2種農地(その他の農地)です。棟数等につきましては全部駐車場となっております。この案件につきましては、先般9月14日午前10時20分より、濱脇会長、石堂委員、日高信行委員、事務局、それから申請人の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線の〇〇〇〇〇バス停より、東の方に、約300m程上がったところの三文字の〇〇の角の土地です。この案件は申請者が現在〇〇〇〇を運営していますが、駐車場が不足しているため、申請地を購入して、駐車場としたいということでございます。申請地は2方を道路に囲まれて側溝もあります。隣接地は原野です。道路を隔てて田んぼへの影響もないものと思われれます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。皆様のご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長) ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(委員) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項順位2について担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員) はい、8番鮫島安平です。議案第2号第1項順位2農地法5条申請について

説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん。住所 宮崎県〇〇〇〇〇〇〇番地2〇〇〇〇-5-8。譲渡人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。申請農地の表示，大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇-10，地目畑，地積 194 m<sup>2</sup>。大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇-11，地目畑，地積 301 m<sup>2</sup>。計 495 m<sup>2</sup>。転用目的，一般住宅。申請理由，郷里に移住するため，申請地を譲り受け，住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地外，2種農地(その他の農地)。棟数・面積等，居宅 93.86 m<sup>2</sup>，倉庫 40.61 m<sup>2</sup>。計 134.47 m<sup>2</sup>。建ぺい率 27.16%。この件につきましては，先般9月14日午前9時40分より，濱脇会長，石堂委員，下村委員，事務局，申請人，譲渡人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施しました。場所については，〇〇〇〇を約2km近く〇〇〇〇の方に行きますと，右側に〇〇〇〇，その隣に〇〇〇〇建ての建物があります。その反対側の土地でございます。この案件については，譲受人の〇〇〇〇さんが郷里に移住するため譲渡人の父である〇〇〇〇さんより申請地を譲り受け住宅を建築したいとのこと。排水路は道路に沿って側溝があり，隣接農地との境界は3m程の高さがあるが，土の流出を防ぐため擁壁もしております。以前は〇〇〇〇のあったところであり。現地で検討した結果，周辺への支障もないと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委員)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号，第1項順位1から順位2については，決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第2号，農地法第5条申請についての第1項順位1から順位2については，許可相当ということで決定し，農業委員会の意見書を添えて，県に進達します。

(議長)次に日程第5議案第3号非農地証明についてを議題とします。第1項の順位1について，担当調査員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番下村です。議案第3号第1項順位1非農地証明について説明いたします。土地の所在，大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇番1。台帳地目田。地積は 2,954 m<sup>2</sup>。現況地目山林。所有者又は登記名義人 〇〇〇〇さん。住所

鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇〇ー159。現況地目となった経過および事由等、土地登記簿の地目は田であるが、平成15年以前から耕地として利用せず現況は竹山となっている。この案件につきましては先般9月14日、午前9時20分より、濱協会長、石堂委員、鮫島安平委員、事務局、申請人の代理者である〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所としては、中央体育館を下り、ちょうど中山、竹屋野の広域農道にちょうど出ます。そこを〇〇〇〇の方に上りまして、〇〇mくらい行ったところの左手の真ん前の竹山でございます。申請理由は登記地目は田ですが、平成15年前から耕地として利用せず、現況は竹山となっています。申請人は鹿児島に移住しており、田として復元することは望めないとして、この申請になりました。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様方の審議を、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島安平です。議案第3号第1項非農地証明順位2について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番。台帳地目畑。地積 2,512 m<sup>2</sup>。現況地目山林。所有者又は登記名義人 〇〇〇〇さん。住所鹿児島市〇〇〇〇〇番25-401号。現況地目となった経過およびその事由等、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和45年以前から耕地として利用せず現況は山林となっています。場所については、公園通りをまっすぐ〇〇〇〇へ向かっていきますと、〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その東側に〇〇〇〇の住宅があります。その隣の北側の畑でございます。この件につきましては先般9月14日、午前9時より、濱協会長、石堂委員、下村委員、事務局、申請人の代理人である〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。申請理由は土地登記地目は畑ですが、昭和45年以前から耕地として利用せず、現況は山林となっています。この案件につきましては、申請人の〇〇〇〇さんは鹿児島市に住んでおり、農地に復元することもできないとのことで今回の申請となったようです。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様方のご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項順位1から順位2については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の第1項順位1から順位2については、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年9月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、賃貸借権1件、筆数3筆、面積8,603㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の7頁から11頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の12頁をお開き下さい。承認第2号農用地利用集積計画の一部変更の承認について説明いたします。件数2件、筆数2筆、変更面積2,004㎡、契約年数6年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては資料の13頁から15頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ございません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第14回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者